

令和2年度 第1回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和2年度第1回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和2年4月23日 14:00~15:00	場 所	わくわくセンター
出席委員	2 中福 留美 3 前田 榮子 5 山田 隆見 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員	1 下河内 昭博 2 村上 浩司		
出席者 総 数	出席委員 6名 欠席委員 2名		
そ の 他 出 席 者	事務局長 藤田 幸広 書 記 寺西 修 書 記 佐山 靖裕 書 記 久保 彰裕		
議 事 録 署名委員	7 田中 正彦 5 山田 隆見		
提出議題	議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 非農地証明の申請について 議案第4号 農地法関係事務処理ガイドラインの改正について 協議事項		

令和2年度第1回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

寺西書記 定刻になりましたので、只今から、令和2年度第1回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、8名中欠席者数2名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますこととお知らせします。

それでは、最初に会長が御挨拶を申し上げます。

議 長 コロナウイルスで日本経済自体が大変な時期ではありますが、本総会を行います。長時間に及ばないようにいたしますので、御協力ください。

2 議事録署名者の指名について

議 長 それでは、日程第2の議事録署名者の指定ですが、本日の議事録署名者につきましては、5番の山田委員と、7番の田中委員を指名いたします。なお、書記に藤田事務局長、寺西書記、佐山書記、久保書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

寺西書記 令和2年度の農業委員会事務局の体制について報告します。寺西書記、久保書記、大松書記は変更がありません。泊野事務局長の異動に伴い、藤田農林水産課長が併任で事務局長となりました。また、本年度から佐山書記が事務局職員となりました。本年度は、この5人の体制で事務局の業務を行ってまいりますので、よろしく申し上げます。

では、藤田事務局長、一言申し上げます。

事務局長 4月から農林水産課長になり、農業委員会事務局を併任させていただきます、能美町中町出身の藤田です。皆様方には日頃から農地の保全、農業の振興等に御尽力いただきますこと、この場をお借りし、お礼を申し上げます。今後も江田島市の農業振興のため御協力をお願いいたしまして、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。

佐山書記 4月の人事異動で奥原の後任となりました、沖美町是長出身の佐山です。3月までは地域支援課環境係で4年間、可燃ごみ、海ごみ、及び犬猫等の担当をしておりました。農業関係については何も分からず御迷惑をお掛けしますが、よろしくようお願いいたします。

議長 それでは、日程第4の議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をしてもらいます。

寺西書記 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年4月23日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。

議案の3ページを御覧ください。

番号1と番号2は関連した案件ですので併せて説明します。

番号1、譲渡人、A、住所、能美町中町__番地__。職業、無職。

譲受人、B、住所、沖美町高祖__番地__。職業、農業。

所在地、能美町鹿川字〇〇〇。

地番、__番__。地目、台帳、田。現況、畑。面積、239㎡。

地番、__番__。地目、台帳、田。現況、畑。面積、1,742㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「加齢により耕作困難なため、譲り渡す。」

譲受人は「柑橘やオリーブ栽培の規模拡大のため譲り受ける。」また、現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。

続きまして、番号2。譲渡人、C、住所、沖美町是長__番地__。職業、無職。

譲受人、B、住所、沖美町高祖__番地__。職業、農業。

所在地、沖美町是長字〇。

地番、__番__。地目、台帳、田。現況、畑。面積、4,171㎡。

地番、__番__。地目、台帳、田。現況、畑。面積、2,910㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「当該地を相続したが、加齢とともに耕作しなくなったことから、譲り渡す。」

譲受人は「柑橘やオリーブ栽培の規模拡大のため譲り受ける。」また、露地栽培等を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。

以上のことから、これらの申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 この1番と2番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。今、事務局から説明があったことに間違いありません。よろしくをお願いします。

寺西書記 下河内委員が欠席しているため事務局から説明いたします。申請番号2の沖美町是長字〇の件につきまして、以前からこの近辺の土地を探していたそうです。草を刈って〇〇を放畜し、オリーブを植えるらしいので、この案件は大丈夫だと思います。御審議ください。

議長 他に御意見、御質問はありませんか。

委員	異議無しの声あり。
議長	全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、お願いします。
寺西書記	申請番号3です。 贈与人、D、住所、愛知県犬山市〇〇町__丁目__番地。職業、無職。 受贈人、E、住所、沖美町是長__番地__。職業、無職。 所在地、沖美町是長字〇〇。地番、__番__。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、2,001 m ² 。 申請理由は贈与で、贈与人は「県外在住により耕作困難なため、贈与する。」 受贈人は「贈与人の希望により、受贈する。」 以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。
議長	この3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。
寺西書記	下河内農業委員が欠席のため事務局から説明します。申請番号3の沖美町是長字〇〇の畑ですが、贈与人のDさんは譲受人Eの実姉であり、親が亡くなった時に相続しましたが、現住所が遠方のため実弟のEさんに渡すものであります。現状は荒地であります。Eさんに耕作意欲があり、農地利用最適化推進委員という立場で問題ないと思われまます。
議長	他に、御意見、御質問はございませんか。
田中委員	チェックシートのチェック一覧が一部空白になっていますが、どうでしょうか。
寺西書記	丸山推進委員から伺っていますので問題ありません。
議長	他に御意見、御質問はありませんか。
委員	異議無しの声有り。
議長	全員許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。以上で農地法第3条の審議を終わります。議案第2号の農地法第5条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。
寺西書記	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年4月23日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。 番号1、譲渡人、F、住所、広島市中区__町__番__号。職業、会社員。 譲受人、G、住所、沖美町是長__番地__。職業、自営業。 所在地、沖美町是長字〇〇。地番__番__。台帳及び現況ともに畑。面積、

277 m²。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「当該地を相続により取得したが、今後も住む予定もないため、譲受人の希望により、譲り渡す。」

譲受人は「隣接する宅地とともに譲り受け、当該地は駐車場用地・倉庫用地として利用する。車3台分の駐車場予定です。」

御審議をお願いします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

寺西書記 下河内委員が欠席したため事務局から説明いたします。現地確認には、下河内委員、西中推進委員、事務局の寺西、佐山の4人で行きました。譲受人のGさんは鮮魚の移動販売をされていて、業務用の大型冷蔵庫の設置と移動販売車の進入路と駐車スペースを確保したいとのことでした。譲渡人のFさんも防草シートをして、耕作はしていない状況でしたので、Fさんがこのまま住まわれるのであれば仕方ないという状況でした。皆様の御判断をお願いいたします。

議長 この申請番号1番について御意見、御質問ございますか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議が無いということなので、許可といたします。次をお願いします。

寺西書記 申請番号2。賃貸人、H、住所、能美町中町___番地。職業、会社役員。
賃借人、I株式会社 代表取締役 H、住所、能美町中町___番地__。職業、
〇〇販売業。

所在地、能美町中町字〇〇。

地番、___番1。地目、台帳、田。現況、宅地。面積、172 m²。

地番、___番2。地目、台帳、田。現況、宅地。面積、219 m²。

地番、___番。地目、台帳、田。現況、畑。面積、396 m²。

地番、___番__。地目、台帳、田。現況、宅地。面積、398 m²。

地番、___番__。地目、台帳、田。現況、宅地。面積、102 m²。

申請理由は賃貸借で、賃貸人は「賃借人の希望により、貸し付ける。」賃借人は「太陽光発電設備設置のため、平成29年頃に事業許可を受けたが、申請番地が誤っていたため、改めて申請を行った。認可を受けるまでに工事が完了してしまっただけのため、始末書を添付し、申請する。」

パネル、203枚、発電量、25.9 kWの設備を設置済みです。

御審議をお願いします。

議長 この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。今、事務局が説明したことに間違いありません。よろし

くお願いします。

議 長 申請番号 2 番の件について御意見、御質問はありませんか。

委 員 異議無しの声有り。

議 長 全員、異議が無いということですので、許可とします。次をお願いします。

寺西書記 申請番号 3。譲渡人、J、住所、大竹市__町__丁目_____号。
譲受人、K、住所、能美町鹿川____番__。職業、自営業。
所在地、能美町鹿川字_____。
地番、____番__。地目、台帳、田、現況、雑種地。面積、582 m²。
地番、____番__。地目、台帳、田、現況、雑種地。面積、23 m²。
申請理由は譲渡で、譲渡人は「譲受人の希望により、譲り渡す。」
譲受人は「自己居住用住宅建設のため、譲り受ける。木造 2 階立て延べ床面積、118.94 m²の建設予定です。
御審議をお願いいたします。

議 長 この 3 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。今の事務局の説明に間違いありません。よろしく申し上げます。

議 長 他に御意見、御質問はありませんか。

委 員 異議無しの声有り。

議 長 全員異議が無いということなので、許可とします。以上で農地法第 5 条の審議を終わりにして、議案第 3 号の非農地証明の申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 議案第 3 号、非農地証明の申請について。農地法第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり証明申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和 2 年 4 月 23 日提出。江田島町農業委員会会長 大段 幸雄。

申請番号 1 番。

申請人住所、東京都杉並区〇〇__丁目__番_____。氏名、L。

所在地、大柿町柿浦字〇〇。地番、____番__。地目、台帳、畑、現況、山林。面積 351 m²。

申請理由は、「当該地は 20 年くらい前までは祖父が耕作していたが、祖父の死後は誰も手入れをしないまま現在に至っており、雑木林になっている。」地目変更のため申請するものです。

4 月 9 日に大段会長、村上委員、河尾推進委員、佐山書記、寺西で現地確認

を行いました。
御審議をお願いします。

議長 この案件について、農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

寺西書記 村上委員が欠席のため事務局から説明します。現況は既に竹林、雑木林となっております。今回の案件の土地付近に農地がないことから、非農地で問題ないと思われます。委員の皆様の御意見ををお願いします。

議長 申請番号1番の件について御意見、御質問はありませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員、異議が無いということですので許可とします。
以上で「非農地証明の申請について」を終わりました。議案4号の「農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」を事務局から説明してもらいます。

寺西書記 議案第4号「農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」、広島県農地法関係事務処理ガイドラインの一部改正が令和2年3月に行われたため、準用する江田島市農地法関係事務処理ガイドラインの変更につき、農業委員会の議決を求める。令和2年4月23日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。
事務処理のための変更で、通常業務において変更はございませんが、このガイドラインに沿って運用しているため、本総会における議決が必要となります。また、例年3月の総会において上程している案件なのですが、前回の総会の原稿を作成中に到着しておりませんでしたので本日の上程となりました。運用開始については議決後の運用開始となりますので、来月の申請分から運用させていただきます。

議長 この案件について、皆さんの意見を伺いたいと思います。御意見、御質問はありませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員異議が無いということですので、決定とします。
以上で「農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」を終わります。
続きまして、日程第5の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

寺西書記 ありません。

議長 無いようでしたら、本日の総会はこれで終了いたします。